

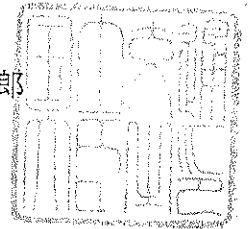
国海総第108号
平成24年6月18日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

羽田 雄 一 郎



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第154号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
株式会社キョウシヨク	東京都港区西新橋二丁目6番2号	1